

第2回 令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会 議事録

1 日 時 令和3年7月13日(火曜日) 開会 午後3時
閉会 午後3時40分

2 場 所 南房総市丸山公民館 大会議室

3 委 員

(1) 教育委員会代表	館山市	出山 裕之	庄司 友之
	鴨川市	鈴木 希彦	石井 千枝
	南房総市	三幣 貞夫	小宮 忠
	鋸南町	富永 安男	篠原 恭恵
(2) 校長代表		酒井 純	鈴木 康代
(3) 教諭代表		川名雄一朗	佐久間大樹
(4) 保護者代表	館山市	石井 恭平	
	鴨川市	松田智恵子	
	南房総市	安西 真一	
	鋸南町	新藤 直弘	

4 欠席委員

鈴木 康代

5 事務局

南房総市教育委員会	参 事	安田 道明
	教育総務課	課長 庄司 武史
	同	課長補佐 福原 正人
	子ども教育課	指導主事 堀江 俊介

6 挨 拶 小宮 令和4年度使用教科用図書安房採択地区協議会 会長

7 書記 及び 議事録署名人任命

- ・ 委員16名のうち、15名の出席が認められ、規約により本協議会が成立することが確認された。
- ・ 書記について、小宮会長の指名により、福原課長補佐が務めることとなった。
- ・ 議事録署名人について、小宮会長の指名により、佐久間委員 及び 安西委員が務めることとなった。

8 報告

(1) 中学校歴史の採択替え

- ・ 堀江指導主事から、「中学校歴史の採択替えを行わず、現行の教科書を使用する」ことについて、採択の権限をもつ4市町の教育委員会議においても協議され、承認されたことが報告された。

9 教科書採択

(1) 調査結果の報告

- ・ 三幣委員の提案から、採択の対象となっている図書について、説明を受ける前に見たいとの意見が出され、全委員で対象図書を見る時間を設けた。
- ・ 調査員長が入室し、「学校教育法附則9条の規定による一般図書」の調査結果について、資料をもとに説明された。

(2) 調査結果の質疑

- ・ 三幣委員から、「漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク2 あわせ漢字あそび」について、どのような児童生徒を対象として考えているのか質問がされた。
- ・ 調査員長から、本書には小学校2～3年生で学習する漢字が載っているため、特別支援学級の4～6年生が対象として想定されるとの回答がされた。
- ・ 川名委員から、「CD付き英語カード あいさつと話しことば編」について、英語カードが大きいとよいという意見が出された。
- ・ 庄司委員から、「検定教科書」「文部科学省著作教科書（通称「星本」）」「学校教育法附則9条の規定による一般図書」の違いや、使用の実態についての質問がされた。
- ・ 調査員長から、「文部科学省著作教科書（通称「星本」）」は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書で主に特別支援学校で使用されていること、「学校教育法附則9条の規定

による一般図書」は、教科書の使用が適切でないなどの特別な場合に使用することができること等の回答がされた。また、現在、安房で使用する児童生徒はほとんどいないことが説明された。

- ・ 三幣委員から、インクルーシブ教育の進展を受け、今後、「学校教育法附則9条の規定による一般図書」を使用する児童生徒が増加するのではないかとの意見が出された。
- ・ 小宮会長から、様々な児童生徒の学びに対応するため、「学校教育法附則9条の規定による一般図書」を参考図書として、各小・中学校に整備してはどうかとの意見が出された。
- ・ 出山委員から、現場の要望が多くあれば、「学校教育法附則9条の規定による一般図書」を参考図書として導入することについて検討したいとの意見が出された。
- ・ 三幣委員からも同様の意見が出された。
- ・ 出山委員から、通常学級の児童生徒が「学校教育法附則9条の規定による一般図書」を教科書として選択することができるかとの質問がされた。
- ・ 調査員長から、通常学級の児童生徒は選択することはできないことが回答された。
- ・ 他に質疑なく、調査員長が退出した。

(3) 協議

- ・ 三幣委員から、いずれも内容に問題はなく、児童生徒の選択肢を広げるという意味からも3冊全て採択すべきという意見が出された。
- ・ 富永委員から、3冊全て採択すべきであり、より広く使用されるべきであるという意見が出された。
- ・ 他に質疑なく、3冊全て採択することについて、全員同意のうえ承認された。

10 その他

11 閉 会

小宮会長は、一切の終了を告げ、閉会を宣言した。

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年8月24日

議事録署名人 佐久間 大樹 

議事録署名人 安西 真一 

議事録作成（教育総務課課長補佐 福原 正人）